

裁判員経験者との意見交換会議事録

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第 1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者： 裁判員制度が導入されて約 1 年 9 カ月を経過し，この熊本地裁でも 2 9 件（人）を計上し，そのうち 2 3 件（人）が終了するなど，かなりの数の事例が集積されつつあります。

本日は，昨年の 1 0 月から今年の 1 月までの間に行われた裁判員裁判で，裁判員を経験された皆様方から率直な御意見をお聞かせいただく機会を持ちましたところ，お忙しい中，お集まりいただき，本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

この意見交換会で話されたことが，国民の裁判員制度に対する不安であるとか，あるいは負担感のようなものを解消することに少しでも役立てばよいとの思いから，このような会を設けた次第です。

本日は，お集まりの裁判員経験者の皆様が主役ですので，どうか思ったとおりのことを遠慮なく率直に発言していただき，県民の皆様に発信していただければと思います。よろしく申し上げます。

早速ですが，本日の意見交換会の流れですが，まず最初に裁判員を務める前と後とで，物の見方など何でも結構ですが，変わったことがありますかということについて，例えば日常生活の中での御自身の考え方や社会とのかかわり方であるとか，あるいは，今日は私のほうから向かって右のほうに多くのマスコミの方々もお見えになっておりますが，事件報道や裁判に関する報道の見方など，何でも構いませんので，裁判員を経験されての全体的な印象というようなものを話していただくということにしたいと思います。

2番目は、裁判員裁判に参加するに当たって、最も心配されたことや支障になったことはどういうことですかということと、実際にそういう支障や障害など心配されたことは、杞憂に終わったのでしょうか、それともやはり大変だったのでしょうか、実際はどうだったのでしょうかということをお聞きして、さらに3番目は各論に入って、自分が経験された裁判員裁判の審理、それから評議についての感想をお聞きしまして、最後にこれだけは言っておきたいこととか、あるいは今後、裁判員となる人へのメッセージをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速、第1のテーマに入っていきたいと思います。

第1の点につきまして、裁判員を務める前と後で何か変わったことがありますか、日常生活の中での御自身の考え方や社会とのかかわり、あるいは事件報道や裁判に関する報道の見方など、何でも結構ですので、裁判員裁判を経験して、自分はこういうことが変わったなとか、見方が変わったなとか、何かありましたら発言していただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

経験者4： 裁判員をまさかやるなんて思っていなかったもので、まず裁判員になったことにびっくりしました。務める前と務めた後で、自分の生活の中で考えや変わったことがあるかといえば、やっぱりテレビでの報道を見ることが、多くなったところもありまして、その中で事件関係の、また裁判員の方のニュースが出たときなど、何か気になって、つい目が行って見てしまうようになったなと思います。

こういう経験がなければ、多分そういうふうな目で見なかったし、どういう経緯でこういうふうな事件になったのかなというふうな見方もするようになりました。

司会者： ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

経験者1： 私も、まず裁判というものに自信がなくて、異世界のものだというふ

うに最初感じていたんですけども、それがやはり自分が裁判員を経験することによって、身近に存在するものだなと感じることができたというのが率直な感想です。やはり裁判員を経験したせいか、4番さんが言われたとおり、そういう事件の報道があると、何かそれを見るようになったように感じています。

裁判員の裁判ということで今ニュースがよくあるんですけども、死刑を判決されるような裁判をやっていらっしゃる方たちの心境を思うと、自分のときと比べてどうなんだろうとかいうふうな、そういうところを考えた上で比較とかをするようになったかなというふうに感じています。

司会者：ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

経験者3：私は、裁判員裁判をやってよかったなと思いました。それは、自分の経験というか、そういうのがいい経験になったというか、それとやっぱり裁判を今まで何回か見に行ったことがあるんですよ。それで、私たちのときは、余り弁護士がよくなかったという感じに思ったんですよ。やっぱり金を積まない弁護士というのは余り働かんとだなちゅうのが第一印象なんですね。声は小さく聞こえんで、何か物足りない弁護士さんで、どこよりもそう。

また、ここに来たら、帰りは報道陣の人は全然出たり入ったり、声をかけないからと言われていたんです。だから、すんなり帰ったら、1人の人がやっぱり寄ってきて、聞かせてくれ、聞かせてくれと、何のためにいつもこうやってするのかと思う。だから、報道陣の人たちも、裁判所というのはルールを守るところであって、それをさせるところであって、そこにルール違反はいかんと思うちょるんです。少しだけ報道陣もわきまえてほしいなと思いますね。

司会者：ありがとうございます。弁護士と、それから報道陣に対して注文が早

速出ておりますが、ほかの方、いかがでしょうか。

経験者6： 日常生活のほうで変わった点というのは、4番の方がおっしゃったように、やはりニュース、あと新聞記事などでの記事の見方、そういうのを隅から隅まできっちり読んで、自分だったらどういうふう考えたのかなというふうに事件を見るようになりました。

生活する部分で変わったことというのは特にはないんですけども、あとはやはりいい経験をさせていただいたなというのが率直な意見です。

司会者： ありがとうございます。何も発言されていない方、いかがでしょうか。

経験者2： 私も、裁判員裁判に選ばれて、皆さんと同じで、やっぱり長い人生の中でも、本当にこんなにいい経験をさせていただいて、よかったなと思っております。ありがとうございます。

司会者： ありがとうございます。残りの方、よろしいですか。

経験者5： まず最初に、裁判所から通知がありましたけど、今日は抽選した中から選ばれたんだなということで安心していましたけれども、2回目、裁判所から封書が届いたときにはひざから崩れ落ちました、仕事ですね。100%、裁判員になるのは嫌だなと思っていましたけれども、終わってからは100%参加させていただいて、選んでいただいてよかったなというのが印象です。

私が担当させていただいた事件の新聞報道とかテレビ報道なんかを見ると、とても凶悪なような書き方をされているんですけども、いろんなお話、裁判の内容だとかからすると、そうではないかもしれないなという、そういう思いを持ちました。だから、新聞とかテレビとかの報道と、実際はちょっと違うんだなという目で見ていたようにはなりました。いろんな背景があって、事情があってというのは思います。

司会者 : 今の5番さんのお話では、実際に見る当事者、それから事件と、また報道で書かれていること、報じ方、活字になると、少し自分が感じたこととは違和感があると、こういうようなことになるんですね。

さて、先ほど3番の方が、弁護士の声が小さいということで、もうちょっと声を大きくして、裁判員の人にちょっとインパクトを与えるような発想があればいいのになというふうにも聞こえたのですが、村山弁護士の方で御意見はありますか。

弁護士 : 弁護士の村山です。多分、裁判員の方が声が小さいと思われたのはそのとおりだったと思うんですが、弁護士会でも刑事弁護センター委員会を中心に研修等は実施しているんですよ。ただ、研修に参加されない弁護士も中にはおられて、研修をして、こういうふうにやりましょうと、それで研修を受けられると、それなりの弁護活動ができるのかなという気もするんですが、やっぱり弁護士はどうしても個人でやっているの、しかも研修に強制的に参加させるということもできなくて、それは弁護士の自覚の問題になってしまうんですね。

なので、ある意味、しょうがないと言ったらしょうがないんですけど、今日の意見をきちんと弁護士会のほうに持って帰って、こういう意見もありましたと、ちゃんとやりましょうと、市民は冷たい目で弁護士を見ているよというような形で伝えたいとは思いますが。ちょっと1点、多分誤解があったと思うんですけど、お金を積まれないと弁護活動をきちんとしないというのは間違いだと思いますよ。それはちょっと、弁護士はそういうつもりでは全くやっていないと思いますので、その点は誤解されないようにお願いします。

司会者 : 3番の方、よろしいでしょうか。うなずいていますので、今の村山弁護士の言われたこと、理解されたというふうに思います。

経験者1 : 今の議題というか、僕が変わったことだと思うんですけど、弁護士さ

んのほうに質問が行ったので、私も伝えたいことがあって、裁判のときに資料があるじゃないですか。やはり資料を見ていて、検察側の資料と弁護士さんの資料というのがやっぱり違っていて、検察側の資料がやはり図解で説明されていたり、何かすごく説明としていい資料といいですか、そういうふうにプレゼンテーションとしてもいいように見えるんですね。

弁護士さんのほうの資料は、どちらかというところ活字が多い感じになってしまっているところがあって、そういうところを見ていると、何度も裁判員裁判をやるわけではないかもしれないんですけども、そういうところでちょっと差をつけられて、ひょっとしたらもっと罪が軽くなるはずだったのが、資料が悪くて裁判員を説得できなかったとかというようなことになるんじゃないかなと感じますので、そういうところを考えていただくといいのかもしれないと思ったので、発言させていただきました。

司会者：何か今日は弁護士さんが被告人の立場になっているようで、ちょっと気の毒なんですけど、いかがでしょうか。

経験者2：私もやっぱり裁判をしているときに、この弁護士さんはお金をもらっていないから、余り勉強もしていない、初めての人かなとか思っていたんですけどね。資料なんか見ていると、ある程度、内容はしっかり把握してきているんだろうとは思いますが、自分が話をしていたのに、どこの話をしているんだろうかなというような感じで、それをめくっても書類が見つからなくてというようなときがあったんですね。だから、何かおどおどしちゃって、裁判の内容を把握してきていないのかしらと思ったことがありました。

声は普通マイクを使っているのに聞こえにくいということはなかったけど、とにかく内容をはっきり把握していないというのが、それで何を自分でしゃべっているのかなというようなところがあったんですね。

だから、裁判がある前に大体こんな事件なのかなというのをしっかり覚えてきたんだろうけど、初めてだったのか、しゃべれなかったような気がしたので、もう少し弁護士さんは弁護するために、一生懸命その人のためにいろいろ代わってあげられるような心遣いがあるといいんじゃないかなと思いました。

裁判官 : 弁護士の弁護をしますけども、いろんな方がおられるんですよね。御承知のとおり、裁判員裁判は始まったばかりですので、弁護士の場合ですと、裁判所とか検察庁は組織としてやっていますので、体系的に研修をやっていくというところで、少し実際ハンディがあるというのは間違いがないところなんですよね。今日来られた村山弁護士さんは、全然原稿を見ないで相当長い時間、弁護をやられたこともあります。ですから、弁護士さんもいろんな方がおられるので、そういうところはあるのかなというふうに思いますけど。

司会者 : 1番の方の事件と2番の方の事件とは違う事件だったと思うんですけども、ほかの裁判員経験者の方で、弁護人がよくやっていたという経験をしたという方はいらっしゃるでしょうか、いかがでしょうか。

経験者4 : 私も3番さんと同じ裁判をさせていただいたんですが、私たちが経験した裁判も、やっぱり検察官のほうはすごく声が大きくてわかりやすかったんですが、弁護士さん側は何かちょっと眠くなるような感じで、話を聞くのが何かちょっと眠かったなという感想を持ちました。

司会者 : 村山弁護士の方で、一言反論していただいて、次のテーマに入りたいと思います。

弁護士 : まず、資料の点なんですけど、これは弁護士というのはほとんど字を書く仕事が多いので、なかなか難しいところがあるんですよね。優秀な事務員さんとか、そのために雇っているところがあたらいいとは思いますが、やっぱり弁護士なりには工夫はしているんだと思いますし、

努力はしようとしているんですけど、なかなかそこまで手が回っていないというのが現状だと思います。

あと、声が小さいというのはそれも問題で、本日の意見交換会に参加された裁判員経験者の方から声が小さかったという批判が相当あったということはちゃんと弁護士会のほうには持ち帰って、少なくとも声だけは大きくしようという話はしたいと思っています。

2 裁判員裁判に参加するに当たって最も心配や支障となったこと

司会者： 最初の出だしはこのぐらいにしまして、次の第2のテーマで、皆さんが今回裁判に参加するに当たって、最も心配や支障となったことは何でしたかとか、あるいは実際に裁判員を務められて、そのような心配や支障についてはどうだったかということにつきましてお聞きしたいと思います。

事前にお配りした、最高裁の裁判員制度の運用に関する意識調査では、例えば自分たちの判決で被告人の運命が決まるために責任を重く感じるとか、素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことができないのではないかという不安だとか、裁判官と対等な立場で意見を言う自信がないとか、あるいは逆恨みによる身の危険への不安だとか、いろんな理由が上がっているんですけど、実際に裁判員裁判を経験された皆さんで、参加するに当たって事前にどういうことを心配されたか、支障になったこととか、この点についてはいかがでしょうか。

経験者5： 今日はおかしいしに来たんですけど、一番気になったのは、やはり仕事が休めるかどうかというところなんですけど、私は会社員なんですけど、土日とかも仕事をしているシフト制なんです。選ばれた方にはいろんな方がいらっちゃって、自営業だったり、主婦だったり、公務員の方だったりというのがあると思うんですけども、公務員の方なんかは

比較的休みやすいのかなと思いますけれども、サラリーマンですので、会社のほうに行かないといけない。会社のほうの理解がないと、休むのが難しい。

私の会社は、上司が理解のある方で、よかったね、行ってらっしゃいということで、快く出してはくれたんですけども、同僚の中にはそんなの出なくていいんじゃないのって、やれませんかと言ったらそれでいいんじゃないのという人もおりました。何で出るのと。その辺がちゃんと裁判所のほうから事業主というか、経営者のほうにちゃんとした文書を出していただいて、こういうことでお宅の従業員をお預かりします、こういう条件で日当を幾ら支払う、それについてはということいろいろ書いていただくと助かるのかなと。インターネットとかを見てみると、休みについては事業主に任されているというふうになっており、そのあたりをちゃんとしていただくと、もっと裁判員に参加される方がやりやすくなるんじゃないかなというのを今日は皆さんにお願いに来ました。

司会者：ありがとうございます。この点について鈴木裁判官から何かコメントがありましたらお願いします。

裁判官：そうですね、今まで、実は今日の午前中も選任手続をやってきたんですけども、候補者の方の中には、今日、裁判所に来るということについて、会社のほうに連絡をしていませんという方も実はありましたし、その辺はやっぱり会社の規模とか、あるいは業態によりまして、参加しやすい体制を採っていただいている会社とそうでないところがあるのかなというのが率直なところです。

それにつきましては、当然、事前にいろんな調査を私どものほうでもして、当日、差し支えがあるという場合についてはその辺の事情に配慮した上で、選任手続自体も辞退を認めるというふうな形を弾力的に行っているんです。けども、だから辞退したいという方ばかりではなくて、

実はこういう障害があるけれども、私個人としてはやりたいんですよという、そういう方も実は結構おられるように思います。ですから、そういう声に何とかこたえるような少し制度の見直しと申しますか、そういうものを今後考えていかなくちゃいけないのかなというのが、今、私が思っているところの感想です。

司会者： 5番の方の言われていることについて、前向きに改善できるところはしていきたいというのが私の考えであります。それで、5番の方にお聞きしたいんですけども、ここへ来るのに大変だったと、出て、その後はいかがだったわけですか。実際、同僚の方とかの関係はどうになりましたか。

経験者5： もう終わったことですので、前ほどぐちぐち言われるようなことはなくなりましたけれども、多分、もしまた私の会社で同じ人が出てくると、同じようなことが起きるのかなということは感じます。

司会者： 5番さん、更に補足される点はございますか。

経験者5： 法的にそういうのはないんですか。義務的なものになっていけば、やりやすいのかなと思って。参加させていただいてよかったなというところがあるものですから。

司会者： 何か裁判員に出る前に、何か支障になったこととか、心配だったこととか、実際に出てどうだったかという点につきまして、ほかの方はいかがでしょうか。

経験者1： 会社のほうは理解がある会社で、休みをとることに対しては特に問題がなく休みをとることができました。私個人として、裁判員に参加するに当たってちょっと怖いなと感じていたのが、ネットのほうで調べていたんですけども、自分がどういう事件に携わるのかなと思っていたら殺人事件だと出ていて、逆恨みとかいうのがやっぱりあるんじゃないかなというのが正直ありました。

あと、そういう人を裁くということに当たって、自分が本当にその人を裁くだけの責任というか、何というんですか、裁けるほどの身分というか、身分じゃないんですけど、難しいな、裁いてしまっていいのかなという気持ちがあったというのが本音です。

もう一つあったのが、実は報道の方が怖いというのがあります。裁判員とかというふうなニュースになると、報道の方たちが質問とかに来るだろうし、そういうのにちゃんと答えられるのかとか、そういうところがやはりちょっと怖いというところがありました。ニュースとかを見て、あの人が出ていたなとかいうふうな形で、何かやられたりしないかなとかいうところがあって、そういうところが正直なところですよ。

司会者 : それで、実際に裁判員裁判を経験して、逆恨みが怖いとか報道が怖いという、そういうことは払拭できましたか、どうですか。

経験者 1 : 裁判員をして、逆恨みがあるような感じの裁判ではなかったというのがあったので、そこに関しては初日過ぎて2日目ぐらいになったときに、自分は楽になりました。やはり判決を決めるというところは、かなり悩んだところがあります。死刑とかの判決じゃなかったというところはありますけども、そういうところを考えると、死刑の判決を出される方とかの気持ちというのはすごく大変な気持ちがあるんじゃないかなというのはちょっと感じました。

あと、報道の方に対する怖さというのは、今日はちょっと写真撮影オーケーしましたけれども、当日は担当事件がはっきりわかっているものですから、やはりこういう事件にかかわっているというのは、逆恨みをちょっと恐れてというのもあって、写真撮影は断ったわけなんですけれども、やはり写真が出るというのは正直怖いところがあります。

司会者 : ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

経験者 2 : 裁判員になってからの心配は、逆恨みとかなんとかと、やっぱり一応

考えていたんですよね。でも，裁判に出てから，いろいろ裁判の書類を
いただいて，もしそういう障害が何か出てきたときはここに電話してく
ださいというような書類が来ていたでしょう。こういうのが来ているか
ら，もし何かあったときはここにすぐ電話すると飛んで来てくれるんだ
とか，いろいろそういうのがあったから大分楽になりました。いろい
ろ書類をいただいて見てからですね。

だから，今度，裁判員になられる方たちにも，そういうのはちゃんと
教えてあげようとは思いますがね。でも，裁判員で人を裁くというの
は本当に難しいことですけれども，裁判員をしている途中で，コンピュ
ーターか何かで，こういうような大体事件はどれぐらいの刑ですかなん
てお尋ねすると，全部出てくるでしょう。だから，そういうものを参考
にしながらしたので，割とスムーズにできたような気がします。全然何
もなくて，こういうことだったから何年を決めるなんていうのは，それ
はとても難しいことだなとすごく思いましたけど，前のそういう事件が
何万件という，そういうような事件があって，それはいろいろ調べてみ
ると，大体こういう人はこれぐらいの刑ですよ，でも内容としてはどれ
ぐらいですかねということで話し合って刑なんかを決めたから，とても
刑も決めやすかったように思います。

司会者： ありがとうございます。ほかに第2のテーマで，裁判員裁判に参加
するに当たって，最も心配や支障となること等について，裁判員裁判を
経験されて，そのような心配や支障については実際どうでしたかという
テーマについて，いかがでしょうか。

経験者3： 私は裁判は自分でこういうものかなということはいいなと思ったんだ
けど，終わった後に1週間ぐらいは犯人の顔とか，そういうのは頭から
離れなくて，ぱっと似た人がいたら何となく頭の中を横切るというか，
そういうのはちらちらありましたね。だから，これが不安なんだろうと

という感じの。

司会者： 今も犯人の顔が出てくるということはありませんか。

経験者3： それは1週間過ぎたら、そう出なくなりましたね。1週間ぐらいがやっぱり一番大変だったですね。

司会者： 先ほど、6番の方も手が挙がっていましたが、いかがでしょうか。

経験者6： 5番の方がおっしゃったのと同じではあるんですけども、私も会社員で、参加するまでが本当に大変だったんですね。会社のほうにはもちろんこういうふうに選ばれましたということ伝えていましたし、全部書類も見せてはいたんですけども、会社のほうから全く助けがない。こちらから、それは出るなということですかと尋ねたら、それは法律に触れるから、そういうことは言っちゃだめなんだよねという言い方で、でも社会的にはおまえは出せないぞと、行くならどうなっても知らないぞと、ちょっと脅し的なことも言われたんですね。

それも無視して私は参加させていただいたんですけども、そういうときに会社もこの点は顧問弁護士に相談してきてというようなことを言うんですね。ということは、会社の顧問弁護士さんもこの制度に対しては重要視していないのかなというふうに思ったのもありますし、実際、選任手続のときに参加できないほうに私は手を挙げて、お話をさせていただいたときに、自分は参加したいんですけど、ただ会社がこういうことと言われてますというのを伝えたくて、そのとき手を挙げたんですね。会社に勤める人間が参加するのにもこれだけ支障があるんですというのを伝えたくて、手を挙げたんですけども、選任手続に行けるか行けないかというアンケートのときに、自分の実情とかを書けるようなスペースがあったりしてもいいのかなと思いました。

参加したくてもできない人もいると、そういう実情をもっと裁判所のほうからも情報として集めるような手段を考えていただいて、改善をし

ていただくと、参加したくてもできないと、さっき5番さんがおっしゃいましたけど、そういう方も何か解決できるんじゃないかなと、そう思いました。参加させていただいたのはすごくいい経験になったので、実際、私の会社はそういうふうになっています。

司会者： ありがとうございます。それで、会社の方から出たらどうなるかわからないと恫喝されたようですが、実際に裁判が終わり会社に出社して、仕事の方は大丈夫でしたか。

経験者6： 実際、職場の人はぜひ参加しなさいと、いい経験になるから参加しなさいということで協力はしていただいたんですね。それは会社の総務部のほうとかがそういうことただだけで、実際終わってしまったら、その話題にも一切触れませんし、何も言われないので。

司会者： ありがとうございます。今日は村山弁護士が来ていますので、その顧問弁護士にはもっと裁判員裁判の裁判員になることに協力するように、弁護士会の方で何とかしてもらうことはできないでしょうか。

弁護士： 弁護士会も裁判員裁判に批判的な先生も中にはおられるので、その顧問弁護士がそういう先生だったのかもしれないですね。ちょっと内情はわかりませんが、ただやっぱり顧問弁護士である以上、私の考えとしては、選ばれた以上はそれは一応半分強制的なところもあるので、それは会社は当然参加させるべきだし、選ばれた人は当然行くべきだと私は思うんですけどね。あと、参加しやすい環境をつくるというのは、それは裁判所を中心とした法曹三者のこれからの課題だとは思うんですけどね。

3 審理について

司会者： 5番さんとか6番さんのような思いをさせないような体制づくりが必要と感じます。今日はマスコミの皆さんが来られているので、いい環境

づくりのために何かマスコミの方からも発信をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

総論的なところはこの程度にしまして、次は各論である、審理、評議のところに入っていきたいと思います。まず裁判員裁判の手の流れからいたしますと、最初に選任手続、次に審理、評議、最後に判決の言い渡しの4段階に分類できますが、この中でも、わかりやすい審理と評議の中での充実した議論が、裁判員裁判の車の両輪というふうに言われております。

そこで、まず主に審理、評議について、皆さんの感想を聞いていきたいと思います。県民の皆さんの中には、刑事裁判という法律にかかわる仕事に素人である裁判員の方がかかわって、本当に事件を理解して、有罪無罪の判断をし、刑の重さまで決めることができるんだろうかというような不安をお持ちの方もいるのではないかと思います。そこで、実際に裁判員として事件を担当されてみて、審理を理解できたかどうかという審理の点から、意見をいただきたいと思います。

経験者5： 私が担当させていただいた裁判は裁判長が鈴木さんだったんですけども、わからないところはみんなどんどん聞いていました。鈴木部長のほうも、本当に小学生にもわかるように、最後まで私たちの話を聞いて、それに対して答えていただいて、とてもわかりやすく説明、また解説してもらいましたので、そんなに困ることはなかったです。本当にわけのわからないこと、素人のこともちゃんと理解していただいて、進めていただきました。

司会者： 裁判官のリードがうまかったから、事件の内容がわかりやすく頭に入ってきたと理解してよろしいですか。

経験者5： だから、裁判長、裁判官によっては、それが多少違ってくるのかなというところは思いました。

司会者 : ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

経験者 2 : 裁判で被告人のお父さんに証言していただくようなことがあったんですね。そのときに、傍聴席に座っていて前に出てくるときに、被告人が息子ですね、息子をばんと叩いて、倒れるぐらいに音がして、親としてはあんな心理なんだろうなとも思ったけど、そこにはちゃんと看守さんが2人ついてたんだから、あんなことまでさせないようにはできなかったのかなと思いました。

裁判中に出てくるときに被告人をたたくと、それはどちらを裁判しているんだとかというように思うでしょう。だから、かわいそうだなと、両方かわいそうです。親もかわいそうだし、息子さんも自分が悪いことをしたんだからたたかれて当然なんだけど、たたいてやりたいなと思っていても、息子にも会えなかったから、ようやく裁判で会えたから、これで親としてしたんだろうなと思ったけど、何かそれを見てから、ずっとそのことを考えて、複雑な気持ちになりましたね。だから、裁判では、絶対してほしくなかったですね。

それも立派な方が2人とも被告人の横についていて、出てくるのもわかっているだろうに、それが何で止められなかったのかなとか思いましたね。看守の方たち。ふいにと言えばふいだけど、それを一生懸命ガードしてくれるのが看守だろうと思うのに、止めてあげられなかったというのが両方いけなかったなと思います。

司会者 : ありがとうございました。今後はそういうことがないように、裁判所のほうとしても座り方とかを見直したところでございます。

経験者 3 : 私たちの裁判のときは、被告人の横に2人ついていましたけど、1人の人は居眠りして、がくんとしていました。ああいうのはどうでしょうね、そういうのはどうですかね。

司会者 : そうですね、あれではいけないことだと思います。

経験者3： 私たちの裁判は鈴木さんだったんだけど、よく説明をしてくれたのが大変助かったですね。私も裁判を見には何回か来たことがあって、少しは知っているつもりだったけど、するのとされる側と見る側は全然違うというのが印象で、ものすごく違う感じね。あとは、刑をつけるのはこれが当たり前だろうという感じで、私はしましたけど。鈴木さんもそれに沿って、何も言わなかったというのはやりやすかったというか。

司会者： じゃ、皆さんが体験された審理の中で、わかりにくかった点、もうちょっと直してもらおうと良い点など改善してもらいたいと思った点はなかったですか。

経験者2： さっきは弁護士さんに言ったけど、検事のほうで、裁判中にポケットに手を入れて、こういうことで格好つけて、何か上手にしていたんですけど、やっぱり余り自分に酔ったみたいな感じで。格好のほうはいいけど、それより内容をしっかり覚えてほしいなと思いました。

司会者： 内容をもっと把握してほしい。ちょっとパフォーマンスが過ぎるということでしょうか。

経験者2： 審理の内容よりも、パフォーマンスのほう時間がとってきたなと思って見ていました。

司会者： もうちょっと控え目のほうがいいということでしょうか。

経験者2： そうです。

司会者： わかりました。検察官のほうから何かありますか。

検察官： 貴重な御指摘をありがとうございます。我々も事件の内容がまず第一で、そういうふうに立証活動を努めているつもりですけども、そういう印象を持たれるということは今後気をつけて、逆に言えば証拠とかの内容以外のところで何か嫌な印象を持たれないように気をつけていきたいと思えます。

司会者： 審理の内容に関しまして、ほかの方はいかがでしょうか。

経験者 1 : 先ほども伝えてしまったというところがあるんですけども、審理をする上での資料を充実していただくと印象も変わってくると思いますので、裁判員裁判では結構考えておいたほうがいいのではないかというふうにちょっと感じるところがあるので、これを伝えさせていただきたいなと思います。

あと、裁判長、裁判官の方たちの説明もあって、評議とかでも話をしていくわけなんですけども、丁寧に説明していただくところがありますので、内容的にわからないとかというようなことはなくて、非常にスムーズに進めることができているんじゃないかというふうに思いました。

司会者 : 1番さんとすれば、具体的にどのような資料が出てくればもっとわかりやすくなるというのでしょうか。

経験者 1 : そうですね、確かに今回の裁判ですと、検察側の資料はよくて、弁護士さんのほうの資料がちょっと見づらかったというふうに伝えただけですけど、図解とかで説明してあると非常にわかりやすい。状況を説明したりする上で図解で説明したりされていると、わかりやすくなる。図解にするというのは確かに難しいとは思いますが、ただ字だけで並べられると、何かだらだらと見させられる感じがちょっと強くなるので、要点を絞って箇条書きにするとか、今どうすればいいかというのはなかなか難しいところではあるんですけども、訴えるような感じで資料を作ったほうがよいのではないかなというふうに感じます。

4 評議について

司会者 : わかりました。要するに、字面をずっと追うんじゃなくて、視覚に訴えることが、裁判員の方に感銘力を与えるというふうに理解しました。検察官、弁護士双方努力してください。

続いて、時間の関係もありますので、評議のほうに移らせていただき

ます。

皆さんが実際に評議を経験されて、例えば自分の意見がきちっと言えたと思えるか、あるいは意見が言いにくかったと感じたのか、率直な感想をお聞かせ願えればありがたいと思います。目の前に鈴木部長がいるので言いにくいかもしれませんが、いないものと思って、ざっくばらんな意見をお聞かせ願えればと思います。

経験者 1 : 私は、言いたいことはすべて本当に言った印象が強い評議でした。やはり性格的に弱い方というのがやっぱりいらっしゃると思うんですね。発言を余りされない方というのがいたので、そういう方も裁判長のほうがどうですかというふうに意見を聞くような形をとっていらしかったので、議論という意味では、言いたいことは皆さん言えていたのではないかなというふうに思いました。

司会者 : ありがとうございます。ほかの人、いかがでしょうか。

経験者 4 : 私は鈴木さんの担当される裁判に参加したんですが、私は年齢が皆さんより年下ということもあって、なかなか自分から進んで意見を言うことができなかったほうだと思います。でも、毎回、気にかけてくださって、どうですかと声を優しくかけてくださったので、私なりの意見を言うことができたので、よかったなと思います。また、私が担当した裁判では、ほかの裁判員の方々が何かすごく積極的に意見を言われる方ばかりだったので、すごいなと思い、自分の経験のなさを実感したなという感じは受けました。

司会者 : ほかの方、いかがでしょうか。

経験者 3 : 私は、わからないことは鈴木さんに直接意見は言ったつもりなんですけど、素人とプロとは全然違う答えが戻ってくるというか、そういうのはさすがプロだなというのが浮かんたんですね。

司会者 : こう言われるといいですね。

経験者 2 : 私の担当した裁判官もとても立派な方でした。いろいろ詳しく話をすると、じゃそれはこういうふうだから、こうなんじゃないのかとか、ずっと聞いてくれて、皆さんも言えて、その意見に対してまた他の人たちの意見を聞きながら、またみんなで話をして、とてもやりやすかったです。

司会者 : ほかの方、いかがでしょうか。評議で十分自分の意見、言えたでしょうか。

経験者 5 : 私たちの担当した裁判は、実質 6 日間で、通して 8 日間、土日を入れて 8 日間だったので、これでもかというぐらい評議が出尽くしたんじゃないかなというぐらい出ました。プロですけれども、さすがに中立の立場で、誘導することもなく、私たちの意見を本当に聞いてくださったので、充実していたんじゃないかなと私は思います。

司会者 : 6 番の方、いかがでしょうか。

経験者 6 : 私も 5 番の方と同じで、本当にささいな疑問とかも聞きやすい雰囲気づくりをしていただいたので、ここを聞いたらちょっと恥ずかしいかなというようなこともお聞きできたし、その上でいろいろ自分たちで考えて話をしたので、十分評議ができたと思います。

司会者 : 審理と評議について、大体話をしていただいたと思います。次に、評議の後の判決宣告ということに話題を移したいと思います。判決宣告の際に、裁判員の方々の自分たちの思いが、判決を通じて被告人のほうに伝わったのかどうか、判決宣告について、そこに立ち会って、どういうふうな印象を持たれたのかという点についてはいかがでしょうか。

経験者 3 : 私は、そういうことをしたから、こういう罪になって、このくらいの刑を与られますよというのは、それをしっかりと自覚してほしいと思います。人を殺めたらこういう刑になるというのをですね。それで、報道もちゃんと、そういうことをしっかり報道してもらいたいというのが

感想です。裁判員裁判は、終わっても絶対どこかに頭の片隅に裁判というものは残ると思うんですよ。通り過ぎるのではなくて。それが終わった後の感想ですね。でも、自分の息子たちが、もし裁判員に選ばれて、裁判員裁判に出なくちゃいけないとなったら、私は賛成ですね。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。判決宣告をして、それが被告人にちゃんと伝わったかな、どういうふうに受け取られたのかなとか、何か感想がございますか。

経験者6：判決文の本当に一つ一つについてみんなで考えましたので、本当に自分たちの思いが被告人に伝わればいいなという気持ちだけはありません。みんなでしっかりと考えたというのでもあるので。

司会者：ほかの方、いかがでしょうか。

経験者2：いろいろ審理は尽くして、刑を与えたんですけれども、私たちが考えて、その人のためになる刑を宣告したんですよ。

被告人自身が反省するのにも刑はこれくらいの刑がいいんじゃないか、ということで、みんなで相談して決めたことだったんです。

だから、それを本人がそこまでわかってくれたかどうかまでは、私にはちょっとわからないですね。ただ、それを被告人本人がわかってくると、本当にちゃんと更生はできるだろうと思いました。そういうことも考えてから刑を判断したようなところがありました。

5 これから裁判員となる方へのメッセージ

司会者：それでは、最後の話題に入っていきたいと思います。

最後は、これから裁判員になれる方へのメッセージといいたいでしょうか、本日、御出席の裁判員経験者の皆さんから、今後、裁判員となる人たちにメッセージをお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。こういうことを言っておきたいというようなこ

とを一言ずつでも結構ですので、お願いできればと思います。

経験者6： 何度も言っていますけれども、参加して初めてわかることもたくさんありますので、積極的でない考えを持っていらっしゃる方々も、やはり実際に自分で体験したら絶対いい経験になると思いますので、もし選ばれたら参加してほしいと思います。

経験者5： 6番の方と一緒にですけども、私たちが担当した裁判で、刑が重いとか軽いとか、そういうのは言えないんですけど、事案が凶悪なものではなかったので、よかったのかなと思えるんだろうなという思いがあり、また、裁判の事案にもよるとは思いますが、私は参加させていただいて、いい経験ができたと思います。

経験者4： 6番の方や5番の方と同じなんですけど、やはり裁判員に私のように選ばれたくないなと思っている方も多いと思うんです。ただ、実際やってみて、いろんな方の話や意見を聞くことによって得るものって、すごく多いと思いました。また、とてもいい経験になったなと私自身も思うので、もし今後、選ばれた方が私の周りでもいたら、ぜひ私は勧めて、参加したほうがいいよというふうに声をかけたいなと思います。

経験者3： 私も皆さんと大体一緒ですね。いい経験ができるというのは、自分が知らないことを教えてくれるというか、習うというか、勉強するというか、それでいい経験をさせてもらったというのはあります。いい勉強になるから、みんな参加してもいいなとは思っています。

経験者2： 皆さんも経験されてよかったと言われるように、私も同じ意見でございます。裁判員を経験してなかなか普段では聞けないようないろいろな意見を聞かせていただきました。また、裁判所からも、困ったときにはすぐここに電話しなさいとか、いろいろな資料をいただき、こういう場合にはこうしなさいというような資料もいろいろありましたので、それを見たらとても安心して参加できました。最初はすごく不安だったけ

れども、やっぱり参加しても全然怖いことないし、安心よということを書いてあげたいですね。

ただ、事件によっては、それは本当にこんな事件だったらしたくなかった、嫌だったということもあるかも知れないとは思いますが、私たちの裁判の場合には、本当に1回はこういうお勉強をしてもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ皆さんも書類が来ましたら、ぜひ参加するようにお勧めしてください。

経験者1： 皆さん言われていますけども、何がいいと言われて、何がいいというふうには答えられないんですけれども、裁判員をすることによって、すごく貴重な経験をすることができたんじゃないかなと思っています。私たちが関わった裁判員の方は、皆さん貴重な経験をして、やってよかったというふうに答えていらっしゃったので、これから裁判員になられる方は、あまり嫌がらずにやってもらえればいいんじゃないかなというところがあります。

これだけは言っておきたいというところでは、5番、6番さんから、会社が行かせないようなところがあるということもあったんですけども、選任手続のときにこられていない方が、私たちのときにも結構いらっしゃいました。何らかの理由があればいいんですけど、逆に質問なんですけれども、来られていない方の理由っていうのは聞かれていますでしょうか。なぜ、来られなかったのかというのを。

裁判官： 裁判がすべて終わった後ということですね。

経験者1： 選任手続で集められるじゃないですか。そこで来られなかった方は、なぜ来られなかったのかとかいうようなのは確認されているのでしょうか。

裁判官： 裁判が終わった後はやっていません。ただ、選任手続に来られなかった方がおられれば、事前の質問によって事情をうかがっています。その

中で、辞退したいというふうにおっしゃっていて、ただ裁判所としてはもうちょっと詳しい事情を当日お聞きしないとという場合もありますし、事前にこういう事情で自分は携わりたくないとか、裁判員になりたくないというふうにお書きになっているんですけども、書かれているだけでは裁判員の候補者から外れてもらうわけにいかないという方もあるもんですから。そういう方の中で当日来られなかったという方もあると思います。あと来られなかった方の中には、出席されるということで席を準備はしていたのですが、直前に突発的な事情が起こって行けませんということで来られない方もあります。ですので、来られていない方というのは、これは何も裁判所に連絡なしに来られていないような方だけではないということは誤解のないようにしていただきたいと思います。

経験者 1 : やはりまじめに来た人たちだけが裁判員になって、やりたくないからといって当日勝手に休むということだけは避けてほしいなという思いはありますので、そこら辺も何かしらよく資料というか、何かできたらいいかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。貴重な意見をありがとうございました。

どうでしょうか、裁判員を経験された方で、何か言い残していることがあるというようなことはございませんか。裁判員の方、よろしいでしょうか。

そうしますと、次は、弁護士、検察官、裁判官の方から、今日の感想などお願いします。

弁護士 : 弁護士の村山です。私は2点、感想を述べたいと思います。

まず1つ。裁判員を経験された方、皆さんいい経験だったとおっしゃっていましたが、被告人がどう思っているかという、素人の人に裁かれて大丈夫ですかという人も中にはいます。それで、いい経験という

のは、本人たちだけではなくて、いい経験をして刑事裁判が身近になりましたとか、これが一般の社会の中で犯罪を予防する方法になりましたとか、あとは被告人にも今までは凶悪な人ばかりだと思っていたところが、こんな面もあるんだということを理解されて、何年か後に刑務所を出てきた。そのときの立ち直ってからの受け入れ体制、そこら辺にも影響してほしいと思います。皆さんにも負担だと思えますし、多くの方が負担を強いられるのは事実だと思うんですよ。いい経験がみんなの社会のいい経験になるようにやっていかなければいけないなと思ったのがまず1点です。

それと、もう一点は、審理とか評議とかに市民の目線が入ってきて、いいことなのか、あるいは悪いことなのか、私は判断できませんけど、選任手続や裁判員裁判をやった後の事後の手続にはもうちょっと市民の目を取り込んでほしいと思います。裁判所は裁判員候補者を呼び出したら来るだろうと、そういう思いがあるんだと思うんですよね。そこをもうちょっと市民の目を入れてほしいという貴重な意見があったと思うんですけど、会社のほうに文書を出したら、会社の理解が広がるんじゃないかとか、そこら辺をきちんと事前事後にも目を向けて、市民の目線を入れて、解決していく必要があるなと思いました。私からは以上です。

司会者 : ありがとうございます。じゃ、花輪検察官、どうぞ。

検察官 : 私も、まず今回、特に6番の方、私も選任手続も立ち会ってまして、参加するのにいろいろ支障があるという話を聞いていまして、それで結果選任されて、その後、仕事に支障がなければいいなというのはずっと気にかかっていたので、そういうのは特になかったという話を聞いてちょっと安心しました。

今、村山先生もおっしゃられたように、そういうようなことで何か不利益を受けたり、あるいは参加したいのに参加できないという人が出な

いように、何か考えていかなきゃいけないのかなと思います。

あと、審理の内容等については、今回、貴重な御意見をいただきまして、我々検察官も、もうちょっと改良の余地があるかなと思いました。先ほど御指摘のあった法廷での態度を含めて、改良の余地があるかなと思いますので、今回出していただいた意見を参考に、よりよい審理、充実した審理ができるように努力したいと思います。以上です。

司会者： ありがとうございます。じゃ、最後に鈴木判事どうぞ。

裁判官： 今日は大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。私としては、裁判員裁判になりまして、何日間か、この事件だけに集中しなくちゃいけないというところで、ほかの事件の関係とかもいろいろあるんですけども、審理、評議含めまして、いろんな方に参加していただいて、裁判官だけでやっていたときとは違う視点でいろんな御意見が出ます。

それは確実に判断に厚みを与えているのかなという気がしてます。それを通じて皆さんにいい体験をしていただきたいですし、私どももやはりいい裁判をしたいなということで、次の仕事をする上でも非常に大切なわけです。

もちろん具体的な事件を一つ一つきちんとやっていかななくちゃいけないということはもちろんですけども、そういうふうな気持ちにさせていただいているというのは非常にいい成果が上がっているのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

司会者： では、ちょうど予定の時間ということになりましたので、これで意見交換会は終わります。どうも本当にありがとうございました。今後とも裁判員裁判経験者の方には、これから参加される方や周りの方にいろいろな経験をお伝え願えればありがたいと存じます。

第2 質疑応答

代表質問： 私のほうから2点皆さんにお伺いして、そのあと各社から質問が出るかと思えます。

第1点目、守秘義務に関してお伺いします。裁判員を受けてから同僚や家族の方、周りの方が、どんなだったとかいろいろ聞かれたと思うんですが、その中でも詳しい話ができないということについて、それが重みというか、詳しく言えないことについて皆さんはどう思われているのかというのを教えてください。1番の方からお願いします。

経験者1： 守秘義務なんですけども、私は幸いにして同僚とかに聞かれることと言えば裁判のことで、評議の内容について聞かれることはなく、どういう裁判だったのかというようなことぐらいしか聞かれませんでしたので、守秘義務を守らなければいけないとかというような感じは、幸いにしてなかったというふうに考えております。

経験者2： 私の場合は、職場のみんなが経験豊富な方たちばかりだったんですね。裁判員になってから、何でもしゃべっちゃいけないんだよね、しゃべらないほうがいいよって言って、かえって職場の皆さんがそんなふうに言ってくれたぐらいで、あ、助かったと思いました。

経験者3： 私はみんなから聞かれたのは、「どうだった」と言う程度で、「うん、こんなもんだったよ」という感じで話す程度でしたので、楽は楽だったですね。

経験者4： 私も1番さんとか2番さん、3番さんと同じで、周りの人に聞かれることは余りなかったので、別に重荷と感じたことはありません。

経験者5： 私のほうも特にいろいろ聞かれることもありませんし、こちらから言うということもありませんし、守秘義務についてもおかげさまで問題なかったです。

経験者6： 皆さんと同じ、要するに周りのほうが気をつかってくれて、聞いたら

だめなんだよねって、ちょっと聞きたいけどだめなんだよねっていう感じで、全然守秘義務にふれるようなことを聞いてくる人がいないので、重く感じたことはないです。

代表質問： ありがとうございます。もう1点ですが、3番の方からお話がありました。裁判をやって被告のことを今でも思い出すことはありますかということをお伺いしていいですか。1番の方から。

経験者1： 印象として残ってるのは、判決を宣告したときに被告人の方が、納得してないような顔をされてたのが印象に残ってまして、そのあと新聞とかも見てたんですけども、控訴されているなというのを見ました。今後どうなるんだろうなというのは頭の中にはあるんですけども、それから先のところはわかりません。

経験者2： 私の場合も特にはないです。何でこんな事件が起こっちゃったんだろうなというのは考えてみましたけど。

経験者3： 1週間ぐらいは、被告人の顔が浮かんで、まあ1週間過ぎたら、点々とした感じで出てくるんだけど、1か月したらもう余り出てこなくなりましたね。頭の隅から外れたっていう感じです。

ただ、私が関与した裁判員裁判の新聞は切り取ってはいるんですよ。でも、それをあけて見ようっていう気は全然しないですね。また頭の中にまた出てきたらこちらも困りますしね。私の場合、被告人よりも被告人のお母さんのほうが印象に残っていて、自分の母親と比べるんですよ。私の場合には被告人の母親の印象のほうが強いですね。今は、それだけぐらいと思うんですね。

経験者4： 私は今でも時々夢に出てきたり、思い出すことはあります。審理のときに出た証拠の現場写真とか見たんですけど、何かその現場の写真が頭から離れなくて、また亡くなった方も、殺害された方もその写真に出てきたので、その顔がちょっと忘れられないというか、時々思い出される

ときがあって、ちょっと胸が苦しくなったりはします。

経験者 5 : 5 番です。私も思い出すこともちょくちょくあります。それは犯人の顔だったり、その被告のお兄さんの顔が思い出されて、どうしていらっしやるんだろうなというふうな気持ちになることはあります。

経験者 6 : 私も殺人事件の現場の道幅と自宅の近くの道幅が同じで、そこを通るたびに思い出します。なぜそうなったんだろうなというのを通るたびに思います。

司会者 : ありがとうございます。代表質問はこれでいいですか。あと、個別質問になりますので、質問のある記者は社名をおっしゃっていただいて、手を挙げていただけますか。こちらから順次指名していきます。どうぞ。

R K K : 職場からいろいろと言われることがあるということで、所長のほうから体制はこれから整えていく必要があるというふうなお答えがありましたけれども、具体的に何か考えていらっしやるところというのはあるんですか。

司会者 : 今日、話を聞きましたので、今後、他庁の工夫等も参考にしながら、具体的にどうしようかなということを考えていきたいと思っております。

N H K : 裁判員経験者の皆様にお聞きしたいのですけれども、スケジュールの面で、例えば裁判員に選ばれてから心の準備ができてないまま審理に入ってしまったとか、もうちょっと日数に余裕が欲しかった、例えば休憩の時間が欲しかったというような、そういった印象がありましたらお聞かせ願えますか。まず 1 番の方からよろしく申し上げます。

経験者 1 : 選任されて当日すぐに裁判が始まるんですけども、始まってすぐというのは戸惑いが非常にありました。その 1 日目に証人の方とかの話があったんですけども、その方に、あ、こういうことを聞けばよかったなとかいうようなところがやはり残ったような形で、心の整理というのが必

要なのかなというふうにはちょっと思いました。裁判を始める前に時間があればなというふうには思います。

経験者 2 : そうですね, でも, これでよかったと思います私は。案外入りやすくよかったです。

経験者 3 : 私たちはよかったんだと思うんですけど, もう少し, あと 2 日間ぐらいはまだ審理をしてもよかったんじゃないかなと思いますね。短か過ぎるというか, 罪が罪なのにたった 4 日間で決めるってのは, 何となく短いなという感じがしましたね。1 週間ぐらいはしてもいいんじゃないかなという感じがしました。

経験者 4 : 私は 1 番さんと同じで, 選任されて, お昼すぐからいきなり裁判というのが, 心の準備ができてなかったのと, まさか選ばれるなんて思ってるわけじゃないので, そこで戸惑いがありました。なので, 選任手続は裁判が始まる前の日にあって, 次の日から裁判というふうに, その期間が私の中では必要だったかなと思います。

経験者 5 : 皆さんと一緒に, 選任されてからすぐ午後から裁判が始まるというのは, 心の準備ができてないので難しかったかなというのありました。ただ, 今考えるとそれでもよかったのかなと, 終わってからはそういうふうに思います。長さは, 週末を挟んで実質 6 日でしたので, 短いとは感じませんでした。

経験者 6 : 選任されたときは確かに戸惑いがあったんですけども, 結局, 構えていろいろああだこうだ思わずにそのまま事件に入ったので, それが私はよかったのかなと思います。6 日間の審理でしたので, 時間が足りないとは私は感じませんでした。

司会者 : ほかに質問はございますか。

読売新聞 : 裁判員の方に, 答えられればでいいんですけども, いろんな事件があって, 今死刑が宣告されるような裁判も何件かあっています。それで,

実際に裁判員裁判を経験されて、市民の方が死刑を言い渡すということについて、率直な意見でどうお考えかを、ぜひ1番の方からお聞かせ願えませんでしょうか。

経験者1： 自分たちがかかわった裁判で判決を宣告するとき、死刑ではなかったんですけども、それでいいのかということをお問自答をかなりした記憶があります。そんな中で死刑判決を出すというのはかなり心が痛むというか、つらいんじゃないかなというふうにも感じます。

経験者2： そうですね、死刑というような場合、本当に命がなくなることでから、いろいろありますけれども、それだけのことをしたからそういう死刑になるんだから、それはしょうがないんじゃないかなと思います。

経験者3： 私も死刑はあってもいいと思いますよ。殺された身内のところで死刑反対なんか言ったら、殺されたほうは何もされない、ただ黙り損というか。みんないうのなら、自分の身内が殺されて、それでも死刑はだめかって。だから死刑は私はいいと思うですね。私がもしそういう裁判に出られたら、すぐ手を挙げると思います。そのぐらいの気持ちがあって私はこの裁判員裁判には出てきたつもりです。でも、何とかな、頭のどこかに爪跡が残りました。人間だから。皆さんも大体一緒と思うんですよ。みんな頭のどこかにやっぱり一つ重みができたと思いますよ。

経験者4： 私は難しいんですが、裁判員を経験する前だったら、凶悪な犯罪の人には死刑でもいいんじゃないかと思ってたんですが、いざ自分が裁判員になって、その人を裁く立場になったときに、犯罪者であっても一つの命というのを考えたら、私は死刑という判決を出すことはできないような気がします。難しいと思います。3番さんの方が言われたように身内がもし殺されたりしたときのことを考えるとすごくそう思う、死刑でもいいと思ってしまいかもしれないんですが、何かもっと違った刑で罪を償ってほしいなという気持ちもあるので、一概には死刑がいいとか悪い

とかは私の中では言えません。

経験者 5 : 私が担当した裁判員裁判事件は死刑ではなかったんですけども、自分がもしそういう事件に携わったときに、死刑に値すると思ったときには多分、そういうふうに言ってると思うんです。で、マスコミの方に言いたいんですけども、死刑になった裁判の裁判員の方に、死刑を言い渡した気持ちはどうですかって聞かれることによって、その裁判員の方は傷を大きく受けられるということなんですよね。なので、その辺に書き方とか聞き方、言い方なんかを考えられることもいいのかなというふうに思います。

経験者 6 : 3番と4番の方がおっしゃったように、やはりこの経験をする前だったら、実際、事件の表面だけを見て、こんなのはもう極刑よねっていう話をするのはあったんですけども、実際、じゃあ裁くというか刑を決める立場に立ったときに、簡単に死刑というのは、決められるのかなというのは、そのときにならないとわからないと思います。多分、死刑ということを決めたのはすごく悩んで、本当に考えて考えて、決められたんだろうなというふうにも思いますし。自分だったらその役割を果たせるかどうかというのは、実際この裁判員を経験したから余計わからないと思います。

時事通信 : 1点お伺いいたします。先ほどの村山弁護士から、社会への還元、皆さんのいい経験を社会に還元するというのもいい方法だというようなお話があったと思うんですけども、お伺いしたいのは、刑期を終えた被告人が、皆さんの職場であったり、隣人として引っ越してきたときに受け入れる気持ちというのは、裁判を経験した方と経験する前とで何か変わったのかどうかということについてお伺いしたいんです。もちろん、裁判を経験する前に、身近に元被告人の方がいらっしまったかどうかというのはわからないと思うんで、あくまで想像でというような形になる

んですけれども、皆さんにお伺いできればと思います。

経験者 1 : 引っ越してきた方が本当に刑期を終えて出てこられた方だということ
がはっきりわかっている状態で引っ越してきたら、まず、どういう事件
だったのかとかいうのが気になるんじゃないかなと正直思います。で、
どんな事件でもそのまま受け入れられるのかと聞かれると、それには、
今は「はい」とは答えられないです。じゃあどういふものだったらい
いのかというと、それはそのときのその人の人当たりとか、そういうと
ころで決まってくるのかなというふうに思います。

経験者 2 : 難しいですね。そうですね、でも、ある程度の刑を受けて出てくる
んだから、本当はもう普通の人と同じに扱ってあげなきゃいけないん
ですよ。それで、自分の家のそばに来たら、気をつけはするけれども、
もう一応刑を終えて出てきた方だから普通にしていこうっていうふう
にも思います。

経験者 3 : 私が担当した裁判の被告人は 20 年の刑となっているから、その人
が出てきたときは私は死んでいると思います。もし、まあ、それでも私
が生きてたら、隣に来たら、普通の隣近所のつき合いはするつもり
です。ただ、それに対して嫌がらせとか、そういうのがあれば警察がある
から、警察に頼めばいいことだと思います。普通のお隣さんでつき
合いをしたいと思います。だから、そこは心配してないです。

司会者 : もう 3 人聞かれたので、時間の関係もありますので、他の御質問
を受けたほうがいいとは思いますが、いかがでしょうか。

時事通信 : できれば、この裁判が、裁判員裁判をしたことがきっかけにな
ったことがというところだけ、あとお一人でもいいんですけど。

経験者 4 : きっかけになるかと言われると難しんですけれども、事件の内容だ
とか人柄だとか、その後の生活の仕方によって変わってくるものであ
って、この裁判員になったことがきっかけになるかというのは、私は判
りませ

ん。ただ、近くにいらっしゃる方でもちゃんと刑に服して帰ってきた方だったら、特に問題はなく過ごせるんじゃないかなというのは思っています。

司会者 : よろしいでしょうか。では、次に質問される方はありますか。

K A B : 裁判員裁判に参加された意義で、普段できない体験ができてよかったということ以外に、参加した意義としてお感じになっている部分がほかにある方はお答えいただきたいんですが。

司会者 : どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

経験者 5 : 意義と言えるかどうかわかりませんが、一つ勉強になったなということは、裁判自体で人が裁かれるという部分が、何というんでしょう、人をどういう手段で殺したかとか、物だったり手だったりということだったりとか、年齢だとかで、コンピューターでデータを入れて宣告する刑が出てくるのだったらいいんでしょうけど、いろんな心情だとか状況だとかを踏まえて、それで人が人を裁くというものなんだよということを教えていただいたような気がします。いろんな状況とかを聞いて涙を流すこともありましたというふうに、他の裁判員経験者の方も言ってらっしゃったので、そういうところが人が人を裁くということなのかなということは思います。

司会者 : ほかの方はいかがですか。

K K T : お答えいただける方だけで結構ですが、今回の裁判員裁判に皆様に参加されて、その判決に御自身の持ってらっしゃる市民感覚を果たしてどの程度反映させることができたとお思いでしょうか。この点をお尋ねしたいと思います。

司会者 : どなたでも結構ですが、判決に市民感覚というものをどのように反映させることができたかということですが、いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。

経験者3： 私がする裁判のときは、みんなで考えてみんなでやったんだから、それで納得してほしいと思います。それで何かがあったかっていったら、それは何もなってないです。いっそマイナスのほうが多いですね。自分たちで決めたんですけど、でもどこかに、理性とか何かがあると、それで、納得しているけどどこかに、「あ、悪いな」とか残るんですよ。人間だからね。そりゃ墓まで持っていくって言うけど、みんな持っていくと思うんです。そのぐらいの思いはあるんですね。だからいい経験ができたという感じです。

司会者： 今の発言でいくと、みんなで話し合ってみんなで決めた、みんなで決めたという中に自分の意見も取り入れてくれた。したがって、裁判官だけでなく、市民の皆さんの考えも当然入ってるといわれているように理解できると思います。ほかの方はいかがですか。

経験者2： 裁判官の方たちにも意見を言いましたし、十分協議してから私たちは決めました。だからよかったんじゃないかなと思います。この私の固い頭だけじゃなくみんなの柔らかい頭で、この人のためになるからこれぐらいの刑がいいということでしたから、私たちのときはとてもよかったと思います。

司会者： 次を最後の質問としたいと思います。どなたか、どうでしょうか。

熊日新聞： 挙手で質問をさせていただきます。裁判員裁判という制度が社会の役に立っているとお思いでしょうか。思っていらっしゃる方は手を挙げていただけますか。

〔賛成者挙手〕

熊日新聞： 挙げてらっしゃらないお二人はわからないという意味ですかね。役に立ってないということじゃなくて。はい、わかりました。ありがとうございました。

司会者： じゃあ、よろしいでしょうか。長時間、意見交換会に出ていただきま

して、裁判員経験者の方、本当にありがとうございました。それから検察官の方、弁護士の方、ありがとうございました。それから報道関係者の方も最後まで熱心にいろいろ質疑していただきましてありがとうございました。これで、本日の裁判員経験者と法曹三者との座談会を終わらせていただきます。

以 上